

## 御嶽濁河高地トレーニングセンター施設運營業務受託者募集要項

公益財団法人岐阜県体育協会（以下、「甲」という）は、岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの指定管理者として、施設利用者に対するサービスの向上に取り組むため、以下で示す業務を遂行する運営ノウハウを有する受託者（以下、「乙」という）を募集します。

### 1 対象施設

(1) 名称 岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンター

(2) 所在地 岐阜県下呂市小坂町落合2376番地1

(3) 施設の内容

敷地面積 20,465㎡ 施設概要 鉄筋コンクリート造 地上2階建（地下1階）

建築面積 2,109.22㎡ 延床面積 3,375.51㎡

区分		施設概要
屋内	1階	フロント、事務室、宿泊室（和室：定員5名×2室）、トレーニング室、低酸素ルーム、体育館（20m×22.5m）、食堂・厨房、洗濯・乾燥室、浴室（男女）、測定・サポート室、宿直室、機械室、売店、トイレ（男女及び身障者用）
	2階	宿泊室（特別室：定員2名×3室、和室：定員8名×7室、定員5名×3室、二段ベッド利用和室：定員12名×6室） 会議室（研修室、交流サロン）、リネン室、ホール、トイレ（男女）
屋外		浄化槽、倉庫、車庫、宿舍×2棟、グラウンド、駐車場

### 2 募集の内容

乙は、次に掲げる業務を実施してください。なお、当該業務の詳細については、別添「御嶽濁河高地トレーニングセンター施設運營業務仕様書」（以下「仕様書」という）に定めるとおりです。

### 3 施設利用時間及び休業日

(1) 利用時間

午前9時から午後9時までとする。ただし、宿泊施設及び会議室（宿泊のために利用する場合に限る。）については、午後3時から翌日の午前10時（連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前10時から午後3時までの利用時間を含む。）を利用時間とします。

(2) 休業日

11月1日から翌年の3月31日までとします。

### 4 契約期間

契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

### 5 委託料

業務を行うにあたり要する経費は、甲が乙に支払う委託料により賄うこととします。

ただし、委託料については、乙の提案により決定します。

なお、委託料の上限額は、10,631千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

## 6 募集から決定までのスケジュール

受託者の募集から決定までのスケジュールは次のとおりです。

募集の開始	平成30年	2月13日(火)
質問の受付	平成30年	2月13日(火)～2月16日(金)
申請書類の受付	平成30年	2月20日(火)～2月22日(木)
受託者の決定	平成30年	2月23日(金)

## 7 申請資格

受託者として申請できる団体は、次のとおりとします。

- (1) 法人等の団体であること。
- (2) 公共スポーツ施設や宿泊施設の管理運営実績を有して、委託する業務を安定的かつ円滑に行なえる団体であること。
- (3) 団体及び代表者が、次の項目に該当しないこと。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する団体
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きを行なっている団体。
  - ③ 岐阜県から指名停止処分を受けている団体。
  - ④ 申請の直近2年度分の国税または地方税を滞納している団体。
  - ⑤ 暴力団。
  - ⑥ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの。
  - ⑦ 引き続き2年以上、施設の運営、維持管理等の業務に従事していない団体。
- (4) 役員（団体の監査役および監事を含む）のうち、次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
  - ① 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
  - ② 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。
- (5) 岐阜県の区域内に本社若しくは支店を置いていること。

## 8 申請手続き

### (1) 募集要項の配布

平成30年2月13日(火)より公益財団法人岐阜県体育協会のホームページに掲載します。

HPアドレス：<http://www.gifu-taikyo.jp/>

### (2) 質問の受付

- ア 受付期間 平成30年2月13日(火)～平成30年2月16日(金)
- イ 受付場所 公益財団法人岐阜県体育協会  
御嶽濁河高地トレーニングセンター施設運営業務担当
- ウ 提出方法 提案書作成にあたり質問がある場合は、別紙「御嶽濁河高地トレーニングセンター施設運営業務質問書」に質問事項を簡潔にまとめたうえ、電子メールまたはFAXにより提出してください。
- エ 質問に対する回答 質問受付後、速やかに文書により回答します。

(3) 申請書類の受付

ア 受付期間 平成30年2月20日(火)から22日(木)までの午前9時から午後4時まで

イ 提出書類

- ① 御嶽濁河高地トレーニングセンター施設運營業務受託申請書(別記第1号様式)
- ② 御嶽濁河高地トレーニングセンター施設運營業務計画書(別記第2号様式)
- ③ 申請団体概要書(別記第3号様式)

ウ 提出先 公益財団法人岐阜県体育協会

御嶽濁河高地トレーニングセンター施設運營業務担当

エ 提出方法 持参または、郵送により提出してください。郵送による場合は、書留郵便等配達記録の残る方法により行ってください。

オ 提出部数 正本1部、副本5部

(4) 提出先および問合せ先

公益財団法人岐阜県体育協会

御嶽濁河高地トレーニングセンター施設運營業務担当: 宮寄 和行

〒502-0817 岐阜市長良福光青襖 2070-7 長良川スポーツプラザ内

TEL:058-295-6305 FAX:058-295-6306 Mail:k.miyazaki@gifuspo.or.jp

9 受託者の選定手続き

(1) 審査方法

公益財団法人岐阜県体育協会において、申請団体より提出された申請書類をもとに「総合評価落札方式」により審査を行い、最も優秀であると認められた1団体を受託者とします。

【総合評価落札方式の実施方法】

申請団体より提出された申請書類をもとに、技術審査と価格審査を行います。

得点配分は、技術審査60点満点、価格審査40点満点の計100点満点とします。

審査の基準については、以下に示すとおりです。

(2) 審査基準

申請内容については、次の基準により審査します。

ア 技術審査(配点60点)

審査項目	審査の観点	配点
施設管理の基本方針	・施設の設置目的を的確に理解した提案となっているか。 ・施設の管理運営方針に適合した提案となっているか。	10
類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績がどの程度あるか。 ・運営した施設の運営効果はどの程度あるか。	10
業務の水準	・業務の水準は甲が求めるレベルをどの程度上回っているか。 ・安全管理に対する方針はどの程度か。	20
組織・体制	・申請団体の組織体制は、事業の遂行が可能なものか。 ・管理実施にあたっての人員配置は妥当であるか。 ・従業員の資質(有資格者や経験者の配置状況など)はどうか。 ・役割分担と責任体制は明確になっているか。	20
合計		60

イ 価格審査(配点40点)

委託料(見積金額)の提案額を審査する。

(3) 審査結果

審査結果は、採用、不採用に関わらず、平成30年2月22日（木）に発送します。

なお、審査内容、結果についての異議は認めません。

10 その他

(1) 提案書等の作成過程で生じた経費等については、申請者の負担とします。

(2) 提案書等の提出物は、本業務における審査以外で使用しません。

(3) 提案書等の提出物は、返却しません。

(4) 成果物の作成にあたっては、関係法令を遵守のこと。

(5) 本業務にかかる製作物の著作権は、当協会に帰属するものとし、製作にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは著作権法上に定められた手続きを行なうこと。もし、これらの問題が生じても、当協会は一切の責任を負わない。

(6) 受託者決定後に仮契約を締結し、当協会と岐阜県との間で岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター及び岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの「管理に関する基本協定書」及び「管理運営に関する年度協定書」が締結された後に、本契約を締結します。

(7) 当協会と岐阜県との間で、岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター及び岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの「管理に関する基本協定書」及び「管理運営に関する年度協定書」の締結がされなかった場合は、当該仮契約を解除することがあります。